

# 特記仕様書

業 務 名：国宝琉球国王尚家関係資料等展示・収蔵施設展示ケース制作業務

履 行 場 所：那覇市首里大中町 1-2

履 行 期 間：着手の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

業 務 概 要：展示ケース制作および搬入

※図面等は別紙参照

第1条 本特記仕様書は、那覇市市民文化部文化財課（以下、「発注者」という。）が発注する「国宝琉球国王尚家関係資料等展示・収蔵施設展示ケース制作業務」に適用する。

第2条 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書及び関係諸法令に基づき実施しなければならない。

第3条 本特記仕様書に記載されていない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議により決定する。

第4条 本業務において関連する最新の仕様書、参考図書等があれば、確認の上それらを用いること。また、関連する基準を遵守すること。

第5条 本業務の受注者は契約後、履行期間の着手日に着手届、主任技術者届を提出し、契約締結後 1 4 日以内に業務計画書及び業務工程表を提出しなければならない。

第6条 平成 28 年 4 月以降に国宝・重要文化財を展示する施設の展示工事および展示ケース制作の実績がある者であること

第7条 業務計画書には、下記事項を記載する。

- ①業務概要 ②実施方針 ③業務工程 ④業務組織計画
- ⑤打合せ計画 ⑥使用する主な図書及び基準 ⑦連絡体制
- ⑧使用する主な機器 ⑨その他

第8条 業務組織計画には、担当技術者又は協力者の分担業務分野、具体的な業務内容、氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験、平成 28 年 4 月以降の当該分野における主な業務の実績、手持業務の状況を明記すること。

- 第9条 受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、登録内容の変更があった場合は変更があった日、業務完了時は完了後、それぞれ10日以内に、発注者の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。
- 第10条 現場調査の際は、地域住民とのトラブルがないよう十分配慮し、又、業務のため第三者の土地に入る場合は身分証明書を携帯の上、関係者の承諾を得て立ち入り、立木及び工作物等に損害を与えた場合は、受注者が責任をもって処理することとする。
- 第11条 本業務において発注者が必要とする部分の成果品を履行期間内においても期限を定めて請求できるものとし、又、発注者が必要と認めた場合は、業務内容の変更、若しくは作業の一時停止を命ずることがある。その場合は、発注者に従わなければならない。
- 第12条 業務完了検査は、原則として履行期間内に行うものとする。
- 第13条 検査の結果、実測及び成果物に不良個所があった場合は、速やかに訂正を行い、再提出すること。
- 第14条 成果品引渡後においても、受注者の責に帰すべき誤りについては、受注者の負担において、速やかに訂正しなければならない。
- 第15条 受注者の責任において、関係者とも十分な調整を行い、見落としのない調査報告書を作成する。
- 第16条 受注者は、本業務により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。又、本業務に関する成果品は全て発注者の所有とし、発注者の許可を受けずに他に公表、貸与、使用してはならない。
- 第17条 本設計業務にあたり、環境配慮仕様書の環境配慮事項について調査し、業務において配慮すること。
- 第18条 (暴力団員等による不当介入の排除対策)  
①請負者は、当該業務を履行するに当たって「那覇市発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書(平成23年1月12日)」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

- ②暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに調査員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- ③暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに調査員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- ④排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに発注者と工程に関する協議を行うこと。

第19条 (那覇市暴力団排除条例及び同排除要綱に基づく排除対策)

- ①受注者（落札者）は、暴力団密接関係者を市発注業務等から排除するため、契約時に別紙誓約書兼同意書を発注者へ提出しなければならない。
- ②受注者は、当該業務契約等関連の中で、直接の発注者又は雇用者（以下「直近上位発注者」という。）に対し「1次及び2次下請以下の全ての下請負契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に別紙誓約書兼同意書を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならない。
- ③受注者は、直近上位発注者に対し、別紙誓約書兼同意書を提出しない者と、下請契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。
- ④受注者はその旨、全ての当該業務関連者に周知しなければならない。

第20条 (業務内容)

本業務では、次の業務を行う。

- (1) 本業務は、別紙図面に示す展示ケース制作および指定場所までの搬入までとする。
- (2) 指定場所は、那覇市大中町 1-2 に沖縄県が整備する施設内とし、搬入にあたっては、当該施設を整備する沖縄県と十分に調整し、搬入の日時、搬入物の配置場所などに支障が無いようにすること。また、搬入後の完了検査に支障がないようにすること。
- (3) 展示ケースの制作期間は令和9年2月26日（金）頃までとする。
- (4) 搬入日時は令和9年3月12日（金）頃までとする。
- (5) 指定場所である沖縄県が整備する施設について、設計等の変更がある場合には、その場合の変更事項に対応できるように展示ケース制作内容も変更して制作すること。この場合の制作期間および搬入日時については、なお前2項の日までとする。

- (6) 指定場所である沖縄県が整備する施設の調整・打ち合わせに参加し、受注者が打合せ記録を取ることを。
- (7) 指定場所への搬入に関わる経費については、搬入時の作業員のほか道路誘導員等の費用、また搬入後から完了検査までの当該施設の警備以外に必要な警備員等の費用も含め、受注者側が負担すること。

第21条 本業務では、当該箇所の特性を十分理解した上、調査対象及び管理者の立場で将来の維持管理、安全性及び地域環境保全を考え、最大限の効果が得られるように処方を検討する。

第22条 本業務では発注者、受注者及び関係者と協議の上で、業務に必要な調整を行い、影響する事項を確認してから業務を行うこと。協議を行った場合は、その内容について議事録を作成し、発注者へ提出すること。

第23条 受注者は、本業務の実施にあたっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。又、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、受注者において速やかに行うものとし、その内容を発注者に報告すること。

第24条 本業務の成果として、提出するものは次のとおりとし、受注者は、発注者の指示した体裁に整え、必要な書類・データとともに一覧表を添えて提出し、発注者の検査を受けること。検査の際に成果物に不適合が発見され、修正を指示された場合には、受注者は速やかに修正し、再提出しなければならない。

なお、デジタルデータを記録する全ての電子記録媒体は、新規購入したものを使用し、WordまたはExcelのオリジナルデータ及びPDF等の2種類を作成すること。

- ・ 展示ケース部材一式
- ・ 業務計画書
- ・ 工程表
- ・ 業務完了報告書
- ・ 施工図一式
- ・ 業務管理写真
- ・ 作業日報
- ・ 打合せ記録、議事録
- ・ 全てのデジタルデータを記録した電子記録媒体
- ・ その他発注者の指示したもの